

災害時広域避難計画

Ver.1

桑名市

令和5年4月 策定
令和5年6月 改訂

目 次

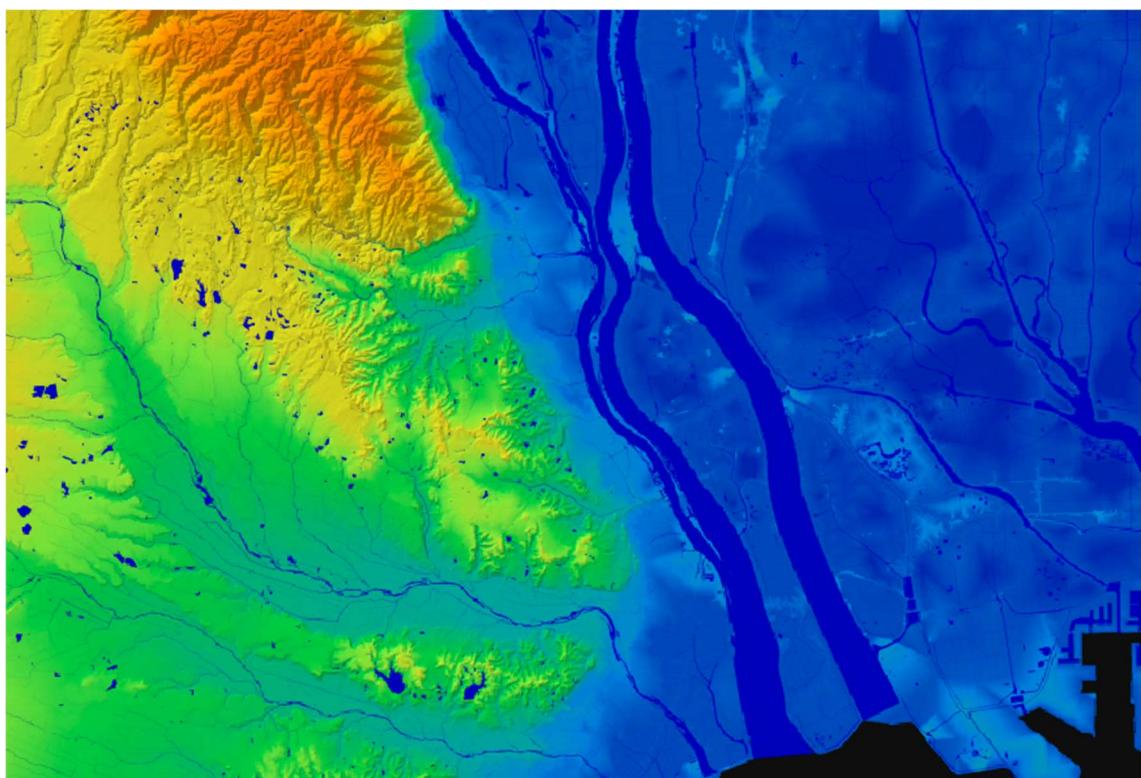
1.基本方針	1
(1)計画の位置付け.....	1
(2)計画の策定手順と修正.....	2
(3)用語の説明.....	2
2.避難計画の基本的事項【津波対策】	4
(1)対象とする災害	4
(2)想定される事態	4
(3)避難が必要とされる地域と対象者	5
3.避難行動と避難場所【津波対策】	7
(1)一次避難	7
(2)要配慮者避難	8
(3)避難手段	8
(4)広域避難	9
(5)避難のタイムライン等のイメージ	12
4.避難所の開設と運営	14
5.その他	15
(1)広域避難対策の前提となる対策について.....	15

1. 基本方針

(1) 計画の位置付け

桑名市の地形は、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯と、伊勢湾に面した木曽三川と員弁川が造る堆積平野、木曽川・長良川によって造られた輪中に代表される低くて平坦な水郷地帯により形成されており、広大な海拔0(ゼロ)メートル地帯を有しています。近年、地震発生の切迫性が指摘されている南海トラフ地震については、地震による甚大な津波被害が、また、風水害についても近年における台風の巨大化に伴う高潮被害などが懸念されています。こうした大規模災害に対しては、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるのと同時に、人的被害を軽減するためには、住民一人ひとりの主体的な避難行動が基本となります。前述のとおり、広大な海拔0(ゼロ)メートル地帯を抱える桑名市においては、これら大規模災害によって長期にわたる浸水被害が発生した場合、浸水区域に居住する多くの住民等を高台の避難施設に誘導する必要が生じます。その際に特定の避難所に多数の避難者が集中するなど、住民等を混乱させることなく、適切な避難行動を導くためには、事前にこうした事態を想定した避難計画を策定し、自治会や住民等と共有しておく必要があります。

この『災害時広域避難計画』は、防災に関する基本的事項を総合的に定める『桑名市地域防災計画』の関連計画として、先の桑名市が抱える課題に対応するための避難対策を示す計画であり、浸水想定区域の住民などが被災時に目指すべき高台の避難施設や避難の手段、避難所の開設・運営など、公的な支援のもとで住民自らが行う避難に関する具体的な対策を定めるものです。



(2) 計画の策定手順と修正

本計画は以下の大規模災害を想定して順次、計画の策定を行い、訓練等で明らかになった課題や被害想定・施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行うものです。

今回、策定した Ver.1 の計画は、「①津波災害発生時の避難計画」となります。

- ①津波災害発生時の避難計画
- ②南海トラフ臨時情報発表時の避難計画
- ③大規模風水害発生時の避難計画
- ④高潮特別警報発表時の避難計画

(3) 用語の説明

	用語	定義
1	避難対象区域	南海トラフ地震の津波浸水想定区域
2	避難対象者	避難対象区域に居住等する者
3	避難困難区域	歩行速度が遅い人などが津波到達までに浸水想定区域外へ避難することが困難な地域
4	一次避難	大きな地震が起きた後に、とにかく命を守る行動として直ぐに近くの高台等に避難すること
5	広域避難	一次避難後、日常生活が戻るまで一定期間、避難生活を送ることになる避難対象区域外の指定避難所に避難するほか、他市町の避難施設や縁故避難先を含め、広く避難先を確保し避難すること
6	縁故避難	浸水のおそれがない親戚・知人の家やホテル等へ避難すること
7	指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所
8	津波避難ビル	指定緊急避難場所のうち、津波から命を守るために、一時的に避難する建物
9	指定避難所	災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一定期間、生活する場所
10	自主防災組織	地域住民が協力して防災活動を行う組織
11	開設する自主防災組織等	近隣の避難所の開設を行う、自主防災組織等
12	運営する自主防災組織等	避難所の運営を行う、避難対象区域の自主防災組織等

13	避難指示	「災害が発生するおそれが高い状況」や、「災害リスクのある区域の居住者などが危険な場所から避難するべき状況」において、市長から「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し発令される情報 「避難指示」が発令された場合は、居住者等は危険な場所から全員避難が必要になります。
14	避難確保計画	要配慮者利用施設の所有者又は管理者が利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、策定しなければならない計画
15	避難行動要支援者	災害時などに自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。
16	要配慮者利用施設	老人ホームや障がい者支援施設などの社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設
17	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人